(証券コード4828)
平成28年６月２日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町１丁目８番１号
東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
取締役社長　大　澤　正　典

# 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第37期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきたくご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席いただけない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、２頁のご案内に従って平成28年６月21日（火曜日）午後５時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月22日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都港区北青山３丁目６番８号
　青山ダイヤモンドホール　地下１階「サファイアルーム」
　(末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照下さい。
　昨年と同じホールですが、階および会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます。)
3. **目的事項**
　**報告事項**
　1. 第37期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第37期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件

　**決議事項**
　**第１号議案**　剰余金の処分の件
　**第２号議案**　定款一部変更の件
　**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件
　**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
　**第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
　**第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
　**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

---

1. **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。**
2. **事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト(http://www.to-be.co.jp/)において、修正後の事項を掲載させていただきます。**

# 書面またはインターネットによる議決権行使のご案内

1.　書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月21日（火曜日）午後５時30分までに到着するようご返送下さい。

2.　インターネットによる議決権行使

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

(1) 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

(2) 議決権行使のお取扱いについて

① インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示される「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

② 議決権の行使期限は、平成28年６月21日（火曜日）午後５時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

③ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3.　重複して行使された議決権のお取扱い

(1) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(2) インターネットによって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

4.　お問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

〔電話〕　0120-652-031（受付時間　9:00～21:00）

(2) その他の株式事務に関するご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

三井住友信託銀行　証券代行事務センター

〔電話〕　0120-782-031（受付時間　9:00～17:00　土日休日を除く）

以　上

（添付書類）

# 第37期 事 業 報 告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、企業収益が改善を続けるなか、景気は緩やかな回復を続けました。

情報サービス産業におきましても、顧客の情報化投資姿勢は必ずしも一様ではないものの、情報化投資は緩やかに増加しました。

このような状況のもと、当社グループは、コンサルティングサービス、ソフトウェア製品、システム構築、運用・保守サービス、クラウドサービス等、顧客の経営課題解決に貢献する付加価値の高いソリューションの提供に努めました。

当連結会計年度におきましては、既存顧客との関係強化に注力するとともに、ERPシステムで培った強みを活かし、顧客の高度化する課題に応える複合型ソリューションの提供を推進いたしました。自社製品のライセンス販売につきましては、販売体制の一層の充実に取り組みました。また、設計・製造連携を視野に入れた新製品の提供、当社製品・サービスのクラウド対応に加え、IoT（Internet of Things）を活用したソリューションなど、新規領域にも積極的に取り組みました。

顧客のグローバル展開支援にあたりましては、現地に密着したオペレーションを推し進め、製品・サービスの現地ニーズへの対応力強化に取り組みました。

また、新商品企画本部を新設し、当社の知見を集約した新製品・新サービスの企画・事業化を推進するとともに、ソリューション事業における営業・プロジェクトの連携強化を通じて、顧客ニーズへの対応力強化を図りました。

当連結会計年度の業績につきましては、受注高12,912百万円（前期比8.7%増）、売上高12,549百万円（前期比2.6%増）となりました。利益面につきましては、不採算案件が発生いたしましたが、売上高の増加に伴う利益の増加や、販売費および一般管理費が前期比減少したことなどから、営業利益531百万円（前期比41.1%増）、経常利益528百万円（前期比42.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は316百万円（前期比58.0%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

① ソリューション事業

他社開発ERPパッケージ製品をベースとしたコンサルティング、システム構築につきましては、顧客のグローバル展開支援や情報の可視化を図る複合型ソリューションの提供を推進いたしました。既存顧客を中心とした製薬、機械、電機・電子、食品、エネルギー等の多様な業界からの受注獲得に努めるとともに、クラウド型サービスの提供にも取り組みました。なお、不採算案件が発生いたしましたが、受注および売上は前期比増加となりました。当

セグメントの受注高は8,115百万円（前期比12.3％増）、売上高は7,973百万円（前期比7.8％増）となりました。

② プロダクト事業

自社開発ERPパッケージ「MCFrame」および「A.S.I.A.」につきましては、販売チャネルの拡大や、顧客・ビジネスパートナーとの関係強化策の推進、多様なマーケティング活動の実施など、販売強化に取り組みました。また、製品機能・製品ラインナップを拡充するとともに、設計・製造連携を視野に入れた新製品やIoTを活用したソリューションの提供に努めました。当セグメントの受注高は4,445百万円（前期比3.3％増）、売上高は4,211百万円（前期比6.1％減）となりました。ライセンス売上高については、過去最高を更新し、1,709百万円（前期比3.8％増）となりました。

③ システムサポート事業

東洋ビジネスシステムサービス株式会社が展開する運用・保守等のシステムサポート事業につきましては、引き続きシステムのライフサイクルサポートの充実に努めました。当セグメントの受注高は350百万円（前期比2.0％増）、売上高は364百万円（前期比2.6％増）となりました。

※ ERP（Enterprise Resource Planning）は統合基幹業務であります。

［セグメント別受注および売上の状況］ （単位：千円）

| 区　　分 | 期首繰越高 | 当期受注高 | 当期売上高 | 次期繰越高 |
|---|---|---|---|---|
| ソリューション事業 | 2,438,737 | 8,115,818 | 7,973,044 | 2,581,511 |
| プロダクト事業 | 1,143,228 | 4,445,799 | 4,211,731 | 1,377,296 |
| システムサポート事業 | 39,067 | 350,474 | 364,746 | 24,795 |
| 合　　計 | 3,621,033 | 12,912,091 | 12,549,521 | 3,983,603 |

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資総額は715百万円であり、その主なものはソフトウェア開発関連投資であります。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、社債の発行や増資等による特別の資金調達はありません。

### (4) 対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、新興国経済の減速の影響等が懸念されるものの、基調として緩やかに拡大していくことが見込まれます。

情報サービス産業におきましては、当社グループの主要顧客である製造業の情報化投資姿勢には注視が必要ですが、顧客の競争力向上に寄与する付加価値の高いITへのニーズは、引き続き底堅いものと見込まれます。

このような状況において、当社グループは、顧客の経営課題を的確に捉えた提案活動、高品質なソフトウェア製品と複合型ソリューションの提供を通じて、顧客のグローバル展開支援に積極的に取り組み、顧客満足の更なる向上に邁進して参ります。

複合型ソリューションの提供にあたりましては、多様なシステム・サービスとERPシステムとの連携、クラウド、IoT（Internet of Things）等の新規技術の導入、スマートデバイスの活用等による高付加価値化を推進して参ります。さらに、有力パートナーとの協業を通じたサービスの拡充を図り、競争力強化へとつなげて参ります。

自社開発ERPパッケージ「MCFrame」および「A.S.I.A.」につきましては、国内・海外のビジネスパートナーへの支援強化と顧客との関係強化を推し進め、ライセンス販売に注力して参ります。また、海外市場のニーズも取り入れた製品・サービスの開発に取り組み、継続的なブランド力強化に取り組んで参ります。

顧客のグローバル展開支援への取り組みにつきましては、当社グループ内の連携に加え、海外現地パートナーとの連携強化を図り、顧客ニーズに適合した提案活動とサービスの提供体制の充実を図って参ります。

これらの実践にあたり、顧客への提案、案件遂行、ソフトウェア製品・サービスの開発等の体制を整備するとともに、プロジェクト管理の強化を通じた採算性向上に注力して参ります。

また、当社は第37期定時株主総会に監査等委員会設置会社への移行に関する議案を上程いたします。監査等委員会設置会社への移行を通じ、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目指して参ります。

以上の取り組みを通じて、顧客満足の向上を実現し、受注確保と生産性・収益性向上による持続的な成長を目指して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

| 区　　分 | 第34期<br>平成24年４月１日から<br>平成25年３月31日まで | 第35期<br>平成25年４月１日から<br>平成26年３月31日まで | 第36期<br>平成26年４月１日から<br>平成27年３月31日まで | 第37期<br>平成27年４月１日から<br>平成28年３月31日まで |
|---|---|---|---|---|
| 受　注　高(千円) | 12,206,182 | 12,578,008 | 11,874,969 | 12,912,091 |
| 売　上　高(千円) | 11,393,565 | 12,635,167 | 12,235,956 | 12,549,521 |
| 経常利益(千円) | 354,012 | 517,803 | 371,975 | 528,506 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 178,058 | 249,495 | 200,639 | 316,920 |
| １株当たり当期純利益(円) | 89.04 | 41.59 | 33.44 | 52.82 |
| 総　資　産(千円) | 5,010,777 | 5,871,955 | 5,839,633 | 6,185,935 |
| 純　資　産(千円) | 2,875,175 | 3,002,680 | 3,101,270 | 3,334,184 |

(注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号　平成25年９月13日) 等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 当社は平成25年５月30日開催の取締役会決議に基づき、平成25年７月１日を効力発生日として、普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を実施いたしました。第35期は期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

### (6) 重要な子会社の状況

| 会　社　名 | 資　本　金 | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| | 千円 | % | |
| 東洋ビジネスシステムサービス株式会社 | 50,000 | 100.00 | システム運用・保守サービス |

### (7) 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

当社グループは、以下を主要な事業としております。

① ソリューション事業

他社が開発したERPパッケージ製品を主に利用し、企業の情報システムを設計、開発、導入するサービスを提供する事業です。

② プロダクト事業

当社が開発したERPパッケージ製品をパートナー企業を通じて販売するとともに、同製品を利用して企業の情報システムを設計、開発、導入するサービスを提供する事業です。

③ システムサポート事業

基幹業務システムを導入した企業に対して、システムの運用・保守を始めとする支援サービスを提供する事業です。

### (8) 主要な営業所（平成28年３月31日現在）

本 社（本 店） 東京都千代田区大手町１丁目８番１号
支　　店 関西支店（大阪府大阪市）
中部営業所（愛知県名古屋市）
茅場町オフィス（東京都中央区）
子 会 社 東洋ビジネスシステムサービス株式会社
本社（東京都千代田区）、関西支店（大阪府大阪市）

### (9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

| 区　　分 | 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 |
|---|---|---|
| ソリューション事業 | 201名 | 4名減 |
| プロダクト事業 | 161 | 4名増 |
| システムサポート事業 | 123 | 6名増 |
| 全 社（共 通） | 55 | 8名増 |
| 合　　計 | 540 | 14名増 |

### (10) 主要な借入先（平成28年３月31日現在）

| 借 入 先 | 借 入 金 残 高 |
|---|---|
| 株式会社三井住友銀行 | 300,000千円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 200,000 |

## 2. 会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数**　24,000,000株

**(2) 発行済株式の総数**　6,000,000株（自己株式534株を含む）

**(3) 株　主　数**　9,040名（前期末比964名増）

**(4) 大　株　主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| | 株 | % |
| 東洋エンジニアリング株式会社 | 1,944,000 | 32.40 |
| 株式会社野村総合研究所 | 840,000 | 14.00 |
| 株式会社図研 | 840,000 | 14.00 |
| Ｂ－ＥＮ－Ｇ社員持株会 | 86,400 | 1.44 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 28,800 | 0.48 |
| 渡辺　潔 | 28,400 | 0.47 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 26,900 | 0.44 |
| 古田英樹 | 22,400 | 0.37 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１） | 22,000 | 0.36 |
| 北原正治 | 21,700 | 0.36 |

## 3. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年３月31日現在）

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 取締役会長 | 石田 壽典 | |
| 代表取締役<br>取締役社長 | 大澤 正典 | 最高経営責任者（CEO） |
| 代表取締役<br>専務取締役 | 片山 博 | 最高財務責任者（CFO）、業務管理本部長 |
| 常務取締役 | 羽田 雅一 | 最高営業・マーケッティング責任者（CMO）、最高技術責任者（CTO）、新商品企画本部長 |
| 取締役 | 古田 英樹 | 経営企画本部長、グローバルビジネス推進本部担当 |
| 取締役 | 別納 成明 | ソリューション事業本部長 |
| 取締役 | ＊中野 敦士 | プロダクト事業本部長、プロダクト事業本部営業本部長、関西支店担当、中部営業所担当 |
| 取締役 | 清水 弘 | 日本工業大学大学院技術経営研究科教授<br>アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社シニア・アドバイザー |
| 常勤監査役 | 内田 直康 | |
| 監査役 | 総山 誠 | 東洋エンジニアリング株式会社代表取締役、取締役会長 |
| 監査役 | 樋口 英雄 | ソロエル株式会社取締役 |

（注）1. ＊印は平成27年６月19日開催の第36期定時株主総会において新たに選任された取締役であります。
2. 取締役清水弘氏は社外取締役であります。
3. 監査役総山誠氏および監査役樋口英雄氏は社外監査役であります。
4. 社外取締役清水弘氏、社外監査役総山誠氏および社外監査役樋口英雄氏を東京証券取引所に対し、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、学校法人日本工業大学、アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社およびソロエル株式会社の各法人との間には、重要な取引その他の関係はありません。また、当社は、東洋エンジニアリング株式会社との間に、システムインテグレーションの受託等の取引がありますが、取引金額は当社の連結売上高の１％未満であります。
6. 平成28年４月１日付で取締役の担当および重要な兼職の状況が次のとおり変更となりました。

| 地位 | 氏名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 常務取締役 | 羽田 雅一 | CMO、CTO、新商品開発本部長 |
| 取締役 | 古田 英樹 | 経営企画本部長、経営企画本部企画部長、グローバルビジネス推進本部担当 |

### (2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役　９名　130,211千円　（うち社外取締役１名　5,760千円）
監 査 役　３名　 26,000千円　（うち社外監査役２名　7,920千円）

（注）1. 取締役の報酬等の額は、平成20年６月20日開催の第29期定時株主総会において年額200,000千円以内（うち社外取締役20,000千円以内）と決議されております。
2. 監査役の報酬等の額は、平成20年６月20日開催の第29期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。
3. 上記取締役の報酬等の額には、平成27年６月19日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名の報酬等を含んでおります。
4. 上記取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与20,000千円が含まれております。
5. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

### (3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

| 区　分 | 氏　名 | 主な活動状況 |
|---|---|---|
| 取締役 | 清水　弘 | 当事業年度における取締役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 総山　誠 | 当事業年度における取締役会14回および監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 樋口英雄 | 当事業年度における取締役会14回中12回、監査役会12回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、社外取締役清水弘氏、社外監査役総山誠氏および社外監査役樋口英雄氏の各氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支　払　額 |
|---|---|
| ①　当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 24,800千円 |
| ②　当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,800千円 |

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。

2.　当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、監査時間および報酬額の見積等の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

①　処分対象

新日本有限責任監査法人

②　処分内容

平成28年１月１日から平成28年３月31日までの３か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③　処分理由

・社員の過失による虚偽証明

・監査法人の運営が著しく不当

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人の解任を決定いたします。また、監査役会は、その他重大な支障があると判断したときには、解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

**（決定内容の概要）**

**(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

① 法令等の遵守については、「コンプライアンス行動基準」を定め、コンプライアンスに関する規範を明確にするとともに、担当セクションとして法務総務部を置き、その推進のための体制整備を図る。

② 監査役は取締役会の他、本部長会議等の重要な会議への出席、稟議書の閲覧等により、取締役会の意思決定と代表取締役、その他取締役等の職務執行について監査を実施する。

③ 反社会的勢力との関係断絶の旨「コンプライアンス行動基準」に定め、その体制整備を図る。

④ 財務報告の信頼性確保にあたり、財務報告に係る内部統制の整備を図る。

**(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」、「稟議規程」等の社内規程に基づき適正に保存および管理する。

**(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

① 損失の危険を予防するため、「組織・職務権限規程」、「業務統制要領」、「利益管理規程」、「与信管理規程」などに基づく業務プロセスの統制を実施する。

② 当社および子会社の事業を取り巻くリスクに対して的確な管理・実践を図るため、リスク管理委員会の設置を含む「リスク管理規程」に基づき、リスク管理の推進体制を整備する。リスク管理委員会は、リスクの把握と対策を検討し、リスクへの対処の指示およびリスク管理の状況を確認する。

③ リスクが顕在化するなど、正常な業務運営を阻害する事態が発生した場合においては、その事態の早急な収拾と被害の軽減を図るため、リスク管理委員会を緊急対策本部として編成し、危機管理への対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 取締役の職務執行にかかる重要事項については、取締役会において適切かつ十分な審議を行うとともに、代表取締役、その他の業務執行を担当する取締役、本部長等の職務分掌を定め、職務執行を効率的に行わせるための体制を確保する。

② 「組織・職務権限規程」、「機能別分掌業務規程」の定めにより、組織機能の分掌、職務権限の明確化を図り、会社業務全般の円滑かつ効率的、効果的な運営が行われる体制を整備する。

**(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

① 法令等の遵守については、規範を明確にするために「コンプライアンス行動基準」を定め、担当セクションとして法務総務部を置き、コンプライアンスの推進に取り組む。

② 「内部通報規程」に基づく内部通報制度を整備し、通報者の不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護を図るとともに、不正行為等の事前抑止、早期発見、是正および再発防止に取り組む。

③ 反社会的勢力との関係断絶の旨「コンプライアンス行動基準」に定め、その体制整備を図る。

④ 財務報告の信頼性確保にあたり、財務報告に係る内部統制の整備を図る。

⑤ 内部監査組織である監査部は、業務執行全般に対する内部監査を実施する。

**(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

① 当社の子会社については、「関係会社管理規程」を定め、子会社に関する管理業務の円滑化と子会社の業務の適正の確保、経営効率の向上を図る。子会社の経営の重要事項については、当社の承認、当社への報告等を要する。

② グループにおける業務の適正の確保にあたり、必要に応じてグループ会社の役員を派遣する。

③ 「リスク管理規程」に基づく子会社のリスク管理や、監査部の子会社監査によるリスクの低減に取り組む。正常な業務運営を阻害する事態が発生した場合においては、案件に応じた支援を行う。

④ 法令等の遵守については「コンプライアンス行動基準」の遵守を求めるとともに、子会社におけるコンプライアンスの推進を支援する。

⑤ 「内部通報規程」に基づく内部通報制度の通報者に子会社の職員を含め、子会社の不正行為等の事前抑止、早期発見、是正および再発防止に取り組む。また、通報者の不利益な取扱いを禁止するなどの通報者保護を図る。

⑥ 子会社の年度数値目標を策定する。

**(7) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

① 監査役会の事務局は法務総務部が担当する。

② 監査役の業務監査において監査部が必要に応じて補助する。

③ 法務総務部の監査役会の事務局担当および監査部の人事異動については、監査役会の了承を必要とする。

④ 法務総務部および監査部の組織変更については、監査役会の了承を必要とする。

⑤ 監査役の補助業務の遂行に際し、取締役の指揮命令を受けない。

**(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制ならびに子会社の取締役、監査役、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制**

① 監査役は取締役会の他、本部長会議などの重要な会議に出席する。

② 監査役は稟議書の他、定例的な報告事項、各部門の月次報告、月次決算な

どの報告を受ける。
③　監査役は取締役より、重要な損害の発生、経営に重要な影響を及ぼす事象の発生等につき報告を受ける。
④　監査役は監査部より、当社および子会社の監査計画、監査の結果の報告を受ける。
⑤　監査役は子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
⑥　監査役は内部通報制度の担当者より、当社および子会社の職員から受けた重要な内部通報の内容について報告を受ける。
⑦　監査役へ報告を行ったことを理由として、報告を行った者に対して不利益な取扱いを行うことを禁止する。

**(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
①　監査役会は代表取締役社長および社外取締役と定期的に意見交換会を開催する。
②　監査役会は会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
③　監査役は監査部と必要に応じ連携し業務監査を実施する。
④　監査役が職務の執行について費用の請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、当該費用を会社が負担する。

**(運用状況の概要)**
当社は、効率的で適正な業務遂行体制の整備に継続的に取り組んでおり、必要に応じて諸規程や業務の見直しを行うなど、その実効性の向上に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりであります。
・取締役および従業員に対する「行動規範」と「コンプライアンス行動基準」により、高い倫理観の醸成と価値観の共有に努めている。これらの浸透と適正な職務の遂行のため、各種教育・研修を実施している。
・社外取締役と監査役が出席する取締役会において、経営上の重要事項について十分な審議を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行っている。
・「リスク管理規程」のもと、特定のリスクに係る各種会議・委員会での対応に加えて、リスク管理委員会において当社および子会社の事業に係る総括的なリスクの把握および対応状況の確認等を行っている。
・財務報告に係る内部統制評価については、社長およびCFOにより承認された年間計画に基づき評価対象範囲選定、整備状況および運用状況の評価を実施し、評価結果を社長およびCFOに報告している。
・監査部は、役員や会計監査人との連携を図るとともに、法令・定款・諸規程等の遵守状況や業務統制の状況について、当社および子会社の内部監査を適宜実施している。
・監査役は、監査役会で決定した監査計画に基づき監査を実施するにあたり、取締役会や本部長会議等の重要な会議への出席、代表取締役や社外取締役との定期的な会合、当社および子会社の役員および社員からの報告ならびに会計監査人や監査部との連携等を通じた情報把握・意見交換を実施しており、監査の実効性の確保に努めている。

(注)　本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | | **流動負債** | |
| 現金および預金 | 518,578 | 支払手形および買掛金 | 300,029 |
| 受取手形および売掛金 | 2,756,966 | 短期借入金 | 500,000 |
| 仕掛品 | 329,398 | 未払費用 | 378,904 |
| 繰延税金資産 | 207,871 | 未払法人税等 | 194,387 |
| その他 | 438,499 | 前受金 | 608,570 |
| **流動資産合計** | 4,251,314 | 賞与引当金 | 576,127 |
| **固定資産** | | 役員賞与引当金 | 20,000 |
| **有形固定資産** | | 品質保証引当金 | 25,861 |
| 建物 | 59,988 | その他 | 247,869 |
| 工具、器具および備品 | 71,486 | **流動負債合計** | 2,851,750 |
| **有形固定資産計** | 131,474 | | |
| **無形固定資産** | | | |
| ソフトウェア | 1,246,763 | **負債合計** | 2,851,750 |
| その他 | 26 | **純資産の部** | |
| **無形固定資産計** | 1,246,790 | **株主資本** | |
| | | **資本金** | 697,600 |
| **投資その他の資産** | | **資本剰余金** | 426,200 |
| 投資有価証券 | 1,017 | **利益剰余金** | 2,210,623 |
| 敷金 | 294,376 | **自己株式** | △239 |
| 繰延税金資産 | 57,247 | **株主資本合計** | 3,334,184 |
| その他 | 209,215 | | |
| 貸倒引当金 | △5,499 | | |
| **投資その他の資産計** | 556,355 | | |
| **固定資産合計** | 1,934,620 | **純資産合計** | 3,334,184 |
| **資産合計** | 6,185,935 | **負債純資産合計** | 6,185,935 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 12,549,521 |
| 売上原価 | | 8,957,973 |
| 売上総利益 | | 3,591,547 |
| 販売費および一般管理費 | | 3,060,182 |
| **営業利益** | | **531,365** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 44 | |
| 受取配当金 | 1,993 | |
| その他 | 705 | 2,742 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 4,583 | |
| 為替差損 | 984 | |
| その他 | 33 | 5,602 |
| **経常利益** | | **528,506** |
| **特別利益** | | |
| 出資金売却益 | 14,489 | 14,489 |
| **特別損失** | | |
| 投資有価証券評価損 | 166 | |
| 固定資産除却損 | 14 | 180 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **542,815** |
| 法人税、住民税および事業税 | 230,013 | |
| 法人税等調整額 | △4,118 | 225,894 |
| **当期純利益** | | **316,920** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **316,920** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 697,600 | 426,200 | 1,977,695 | △225 | 3,101,270 | 3,101,270 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △83,992 | | △83,992 | △83,992 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 316,920 | | 316,920 | 316,920 |
| 自己株式の取得 | | | | △13 | △13 | △13 |
| 当期変動額合計 | ― | ― | 232,927 | △13 | 232,914 | 232,914 |
| 当期末残高 | 697,600 | 426,200 | 2,210,623 | △239 | 3,334,184 | 3,334,184 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連　結　注　記　表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1.　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および名称

連結子会社の数　　１社

連結子会社の名称

東洋ビジネスシステムサービス株式会社

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

Toyo Business Engineering (Thailand) Co., Ltd.
Toyo Business Engineering Holding (Thailand) Co., Ltd.
Toyo Business Engineering Singapore Pte. Ltd.
畢恩吉商務信息系統工程（上海）有限公司
PT. Toyo Business Engineering Indonesia

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社５社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2.　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称等

会社等の名称

非連結子会社

Toyo Business Engineering (Thailand) Co., Ltd.
Toyo Business Engineering Holding (Thailand) Co., Ltd.
Toyo Business Engineering Singapore Pte. Ltd.
畢恩吉商務信息系統工程（上海）有限公司
PT. Toyo Business Engineering Indonesia

関連会社

株式会社ダイバーシンク

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社５社および関連会社１社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3.　会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①　有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　３～18年

工具、器具および備品　３～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に５年）に基づく定額法によっております。

販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（３年）における見込販売数量および見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給すべき賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 品質保証引当金

客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し、個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、進行中の案件のうち当連結会計年度において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益および費用の計上基準

受注案件に係る収益の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注案件については、工事進行基準（受注案件の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の案件については、工事完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

4. 会計方針の変更に関する注記

（会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）および「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)
有形固定資産の減価償却累計額　421,284千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)
1.　発行済株式の種類および総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式(株) | 6,000,000 | ― | ― | 6,000,000 |

2.　配当に関する事項
(1) 配当金支払額

| 決　　議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年６月19日定時株主総会 | 普通株式 | 41,996 | 7 | 平成27年３月31日 | 平成27年６月22日 |
| 平成27年11月６日取締役会 | 普通株式 | 41,996 | 7 | 平成27年９月30日 | 平成27年12月７日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決　　議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額(千円) | １株当たり配当額(円) | 基　準　日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年６月22日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 53,995 | 9 | 平成28年３月31日 | 平成28年６月23日 |

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定して行い、また、資金調達については銀行借入により行う方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| 項　　目 | 連結貸借対照表計上額(※) | 時価(※) | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金および預金 | 518,578 | 518,578 | ― |
| (2) 受取手形および売掛金 | 2,756,966 | 2,756,966 | ― |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | ― | ― | ― |
| (4) 敷金 | 294,376 | 270,731 | △23,644 |
| (5) 支払手形および買掛金 | (300,029) | (300,029) | ― |
| (6) 短期借入金 | (500,000) | (500,000) | ― |
| (7) デリバティブ取引 | ― | ― | ― |

(※) 負債に計上されているものについては、(　) で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金および預金

現金および預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形および売掛金

受取手形および売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

当社は、時価のある有価証券は保有しておりません。

(4) 敷金

事務所等の敷金の時価については、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 支払手形および買掛金

支払手形および買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引
該当ありません。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額1,017千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　555円75銭
2. １株当たり当期純利益　52円82銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎

| | |
|---|---|
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 316,920千円 |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 | 316,920千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,999,470株 |

# 貸 借 対 照 表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | | **流動負債** | |
| 現金および預金 | 482,340 | 買掛金 | 504,621 |
| 受取手形 | 5,362 | 短期借入金 | 500,000 |
| 売掛金 | 2,713,657 | 未払金 | 226,115 |
| 仕掛品 | 290,205 | 未払費用 | 304,706 |
| 前渡金 | 258,361 | 未払法人税等 | 176,519 |
| 前払費用 | 128,185 | 前受金 | 608,732 |
| 繰延税金資産 | 178,084 | 賞与引当金 | 487,649 |
| その他 | 36,046 | 役員賞与引当金 | 20,000 |
| **流動資産合計** | **4,092,244** | 品質保証引当金 | 25,861 |
| **固定資産** | | その他 | 29,191 |
| **有形固定資産** | | **流動負債合計** | **2,883,397** |
| 建物 | 48,759 | **負債合計** | **2,883,397** |
| 工具、器具および備品 | 61,391 | **純資産の部** | |
| **有形固定資産計** | **110,150** | **株主資本** | |
| **無形固定資産** | | **資本金** | **697,600** |
| ソフトウェア | 1,262,583 | **資本剰余金** | |
| その他 | 26 | 資本準備金 | 426,200 |
| **無形固定資産計** | **1,262,610** | **資本剰余金合計** | **426,200** |
| **投資その他の資産** | | **利益剰余金** | |
| 投資有価証券 | 1,017 | 利益準備金 | 8,100 |
| 関係会社株式 | 210,607 | その他利益剰余金 | |
| 関係会社出資金 | 30,000 | 繰越利益剰余金 | 2,027,861 |
| 敷金 | 273,217 | **利益剰余金合計** | **2,035,961** |
| 繰延税金資産 | 50,372 | **自己株式** | **△239** |
| その他 | 18,198 | **株主資本合計** | **3,159,522** |
| 貸倒引当金 | △5,499 | | |
| **投資その他の資産計** | **577,913** | | |
| **固定資産合計** | **1,950,675** | **純資産合計** | **3,159,522** |
| **資産合計** | **6,042,919** | **負債純資産合計** | **6,042,919** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| 売上高 | | 12,193,271 |
| 売上原価 | | 8,864,835 |
| 売上総利益 | | 3,328,435 |
| 販売費および一般管理費 | | 2,838,352 |
| **営業利益** | | **490,082** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息および配当金 | 2,285 | |
| その他 | 485 | 2,770 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 4,583 | |
| 為替差損 | 984 | |
| その他 | 33 | 5,602 |
| **経常利益** | | **487,251** |
| **特別利益** | | |
| 出資金売却益 | 14,489 | 14,489 |
| **特別損失** | | |
| 投資有価証券評価損 | 166 | |
| 固定資産除却損 | 14 | 180 |
| **税引前当期純利益** | | **501,560** |
| 法人税、住民税および事業税 | 212,105 | |
| 法人税等調整額 | △5,565 | 206,539 |
| **当期純利益** | | **295,020** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 697,600 | 426,200 | 426,200 | 8,100 | 1,816,833 | 1,824,933 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △83,992 | △83,992 |
| 当期純利益 | | | | | 295,020 | 295,020 |
| 自己株式の取得 | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | 211,027 | 211,027 |
| 当期末残高 | 697,600 | 426,200 | 426,200 | 8,100 | 2,027,861 | 2,035,961 |

| | 株主資本 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | △225 | 2,948,508 | 2,948,508 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | △83,992 | △83,992 |
| 当期純利益 | | 295,020 | 295,020 |
| 自己株式の取得 | △13 | △13 | △13 |
| 当期変動額合計 | △13 | 211,014 | 211,014 |
| 当期末残高 | △239 | 3,159,522 | 3,159,522 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ３～18年 |
| 工具、器具および備品 | ３～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（主に５年）に基づく定額法によっております。

販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（３年）における見込販売数量および見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存有効期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい金額を計上しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給すべき賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給すべき賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 品質保証引当金

客先納入後の瑕疵担保等の費用の支出に備えるため、実績率に基づき算出した発生見込額を計上しております。また、品質確保に際し、個別に見積可能な費用については発生見込額を見積計上しております。

(5) 受注損失引当金

受注案件に係る将来の損失に備えるため、進行中の案件のうち当事業年度において損失が発生すると見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積可能なものについては、翌事業年度以降の損失見積額を計上しております。

4. 収益および費用の計上基準

受注案件に係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注案件については工事進行基準（受注案件の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の案件については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|---|---|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 404,658千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権または金銭債務 | |
| (1) 短期金銭債権 | 86,481千円 |
| (2) 短期金銭債務 | 264,326千円 |

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| (1) 売上高 | 268,267千円 |
| (2) 仕入高 | 1,415,620千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 112,267千円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式　　534株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産（流動）： | |
| 賞与引当金 | 150,488千円 |
| 未払事業税 | 14,100千円 |
| 品質保証引当金 | 7,980千円 |
| その他 | 5,515千円 |
| 繰延税金資産合計（流動） | 178,084千円 |
| 繰延税金資産（固定）： | |
| 固定資産償却限度超過額 | 50,236千円 |
| その他 | 136千円 |
| 繰延税金資産合計（固定） | 50,372千円 |
| 繰延税金資産合計 | 228,457千円 |

（関連当事者との取引に関する注記）

1.　子会社および関連会社等

（単位：千円）

| 種　類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額（注２） | 科　目 | 期末残高 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 東洋ビジネスシステムサービス㈱ | 100.0 | 運用・保守サービスの提供<br>役員の兼任 | システム運用・保守等の受託　（注１） | 8,495 | 売掛金 | 1,909 |
| | | | | システム運用・保守等の委託　（注１） | 1,247,365 | 買掛金 | 208,375 |
| | | | | 資金の貸付（注3・4） | 13,032 | 短期貸付金 | ― |
| | | | | 利息の受取（注４） | 257 | | |

取引条件および取引条件の決定方針等

（注）1.　価格その他の取引条件は、市場価格、総原価等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上、一般取引先と同様に決定しております。

2.　記載金額のうち、取引金額は消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでおります。

3.　東洋ビジネスシステムサービス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

4.　取引金額には、期中の平均貸付高を記載しています。

（１株当たり情報に関する注記）

1.　１株当たり純資産額　　526円63銭

2.　１株当たり当期純利益　　49円17銭

（注）　１株当たり当期純利益の算定上の基礎

| | |
|---|---|
| 当期純利益 | 295,020千円 |
| 普通株式に係る当期純利益 | 295,020千円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 5,999,470株 |

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
　取　締　役　会　　御　中

**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金　子　秀　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　　朋　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書　謄本

# 独立監査人の監査報告書

平成28年５月10日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
取　締　役　会　　御　中

**新日本有限責任監査法人**

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　金　子　秀　嗣　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　伊　東　　朋　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋ビジネスエンジニアリング株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書　謄本

# 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月10日

東洋ビジネスエンジニアリング株式会社　監査役会

常勤監査役　内田直康 ㊞

監査役（社外監査役）　総山誠 ㊞

監査役（社外監査役）　樋口英雄 ㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**議案および参考事項**

**第１号議案**　剰余金の処分の件

当社は、株主還元は配当金の支払いにより行う方針であり、当社を取り巻く事業環境の見通し、業績見込み、当社の財務体質等を総合的に勘案して決定することとしております。また、安定的な配当の継続に努めるとともに、連結配当性向が中長期的に30％を上回るよう努めることを基本的な方針としております。配当の回数は、中間配当と期末配当の年２回行うことを基本的な方針としております。

上記方針に基づき、第37期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

これにより、中間配当７円と合わせた年間配当金は、１株につき16円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金９円　総額53,995,194円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年６月23日

**第２号議案**　定款一部変更の件

1.　変更の理由

(1) 平成27年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、新たな機関設計である「監査等委員会設置会社」が創設されました。当社は、取締役会の監督機能強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査等委員会設置会社への移行にあたり、取締役の員数の変更を行うものであります。

(2) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会決議によって取締役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨を定めるものであります。なお、第29条第１項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) 上記変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| 第１章　総則 | 第１章　総則 |
| （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>１．取締役会<br>２．監査役<br>３．監査役会<br>４．会計監査人 | （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>１．取締役会<br>２．監査等委員会<br>（削　　除）<br>３．会計監査人 |
| 第４章　取締役および取締役会 | 第４章　取締役および取締役会 |
| （員数）<br>第18条　当会社の取締役は、８名以内とする。 | （員数）<br>第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。 |
| （新　　設） | (2)　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。 |
| （選任方法）<br>第19条　取締役は、株主総会において選任する。 | （選任方法）<br>第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 |
| (2)　（省　　略） | (2)　（現行どおり） |
| (3)　（省　　略） | (3)　（現行どおり） |
| （任期）<br>第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （任期）<br>第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新　　設） | (2)　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新　　設） | (3)　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （代表取締役）<br>第21条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 | （代表取締役）<br>第21条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 |
| （役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を定める。なお、必要ある場合は、取締役会は、その決議によって取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 | （役付取締役）<br>第22条　取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長１名を定める。なお、必要ある場合は、取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役会長１名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>(2)　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | （取締役会の招集通知）<br>第24条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>(2)　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| （新　　設） | （重要な業務執行の決定の委任）<br>第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| （取締役会規程）<br>第26条　（省　　略） | （取締役会規程）<br>第27条　（現行どおり） |
| （報酬等）<br>第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。 | （報酬等）<br>第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |

| 現　行　定　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| （社外取締役の責任限定契約）<br>第28条　　（新　　設）<br><br>当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 | （取締役の責任免除）<br>第29条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>(2)　　（現行どおり） |
| 第５章　監査役および監査役会 | 第５章　監査等委員会 |
| （新　　設） | （常勤の監査等委員）<br>第30条　監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。 |
| （新　　設） | （監査等委員会の招集通知）<br>第31条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>(2)　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。 |
| （新　　設） | （監査等委員会規程）<br>第32条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| （員数）<br>第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。 | （削　　除） |
| （選任方法）<br>第30条　監査役は、株主総会において選任する。<br>(2)　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 | （削　　除） |

| 現　行　定　款 | 変　更　案 |
| --- | --- |
| （任期）<br>第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | （削　　除） |
| （常勤監査役）<br>第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。 | （削　　除） |
| （監査役会の招集通知）<br>第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br>(2)　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。 | （削　　除） |
| （監査役会規程）<br>第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。 | （削　　除） |
| （報酬等）<br>第35条　監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。 | （削　　除） |
| （社外監査役の責任限定契約）<br>第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。 | （削　　除） |
| 第37条<br>〳　　（省　　略）<br>第40条 | 第33条<br>〳　　（現行どおり）<br>第36条 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）８名選任の件

本株主総会の終結の時をもって取締役８名全員は任期満了となります。また、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | おお　さわ　まさ　のり<br>大　澤　正　典<br>（昭和28年８月12日生） | 昭和53年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年４月　当社入社<br>平成16年６月　当社取締役<br>平成18年６月　当社常務取締役<br>平成20年４月　当社代表取締役<br>平成20年４月　当社専務取締役<br>平成26年６月　当社取締役社長<br>現在に至る<br>（現在当社代表取締役、取締役社長、最高経営責任者（CEO）） | 12,100株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>大澤正典氏は当社の代表取締役としての長年の経験を有しており、平成26年６月からは代表取締役社長を務めております。これらの豊富な経験と高い見識を今後も当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |
| 2 | かた　やま　ひろし<br>片　山　博<br>（昭和32年５月４日生） | 昭和56年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成12年10月　株式会社セブンーイレブン・ジャパン入社<br>平成14年６月　当社入社<br>平成17年４月　当社業務管理本部長<br>平成19年６月　当社取締役<br>平成25年６月　当社常務取締役<br>平成27年６月　当社代表取締役<br>平成27年６月　当社専務取締役<br>現在に至る<br>（現在当社代表取締役、専務取締役、最高財務責任者（CFO）、業務管理本部長） | 17,900株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>片山博氏は、財務分野をはじめとし、経営企画、法務、広報等のコーポレート部門における豊富な経験と高い見識を有しております。これらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | はねだ　まさかず<br>羽田　雅一<br>（昭和40年１月13日生） | 昭和62年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年４月　当社入社<br>平成16年４月　当社MCFrame事業本部長<br>平成18年４月　当社プロダクト事業本部長<br>平成22年６月　当社取締役<br>平成26年６月　当社関西支店担当、中部営業所担当<br>平成27年６月　当社常務取締役<br>平成27年６月　当社新商品企画本部長<br>平成28年４月　当社新商品開発本部長<br>現在に至る<br>（現在当社常務取締役、最高営業・マーケッティング責任者（CMO）、最高技術責任者（CTO）、新商品開発本部長） | 9,300株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>羽田雅一氏は、自社製品に係る事業を中心に当社事業に関する豊富な経験を有し、当社の属する事業分野に高い見識を有しております。これらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |
| 4 | ふるた　ひでき<br>古田　英樹<br>（昭和36年５月６日生） | 昭和62年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年４月　当社入社<br>平成16年４月　当社第２事業本部長<br>平成18年４月　当社ソリューション事業本部副事業本部長<br>平成23年４月　当社ソリューション営業統括本部長<br>平成25年６月　当社取締役<br>平成27年４月　当社ソリューション事業本部長<br>平成27年６月　当社経営企画本部長、グローバルビジネス推進本部担当<br>平成28年４月　当社経営企画本部企画部長<br>現在に至る<br>（現在当社取締役、経営企画本部長、経営企画本部企画部長、グローバルビジネス推進本部担当） | 22,400株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>古田英樹氏は、他社製品を主に利用してITサービスを提供する事業を中心に当社事業に関する豊富な経験を有し、当社の属する事業分野に精通しております。これらの実績と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | べつ　のう　しげ　あき<br>別　納　成　明<br>（昭和39年３月26日生） | 昭和61年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年９月　当社入社<br>平成21年４月　当社ソリューション事業本部第２事業部長<br>平成23年４月　当社ソリューションプロジェクト統括本部副統括本部長<br>平成25年６月　当社取締役<br>平成25年６月　当社ソリューションプロジェクト統括本部長<br>平成27年４月　当社ソリューション事業本部副事業本部長<br>平成27年６月　当社ソリューション事業本部長現在に至る<br>（現在当社取締役、ソリューション事業本部長） | 3,400株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>別納成明氏は、長年に亘り、他社製品を主に利用してITサービスを提供する事業に携わり、当社の属する事業分野に精通しております。これらの実績と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |
| 6 | なか　の　あつ　し<br>中　野　敦　士<br>（昭和40年３月14日生） | 平成元年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年４月　当社入社<br>平成21年４月　当社プロダクト事業本部商品開発本部長<br>平成26年４月　当社プロダクト事業本部営業本部長<br>平成27年６月　当社取締役<br>平成27年６月　当社プロダクト事業本部長、関西支店担当、中部営業所担当現在に至る<br>（現在当社取締役、プロダクト事業本部長、プロダクト事業本部営業本部長、関西支店担当、中部営業所担当） | 9,700株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>中野敦士氏は、長年に亘り自社製品に係る事業に携わり、当社の属する事業分野に精通しております。これらの実績と見識を当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 7 | 清水（しみず） 弘（ひろし）<br>（昭和36年３月29日生）<br>社外取締役候補者 | 昭和59年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社（平成２年９月退社）<br>平成２年10月　アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社入社<br>平成15年１月　同社ディレクター<br>平成22年４月　日本工業大学大学院技術経営研究科教授<br>平成23年６月　当社社外取締役<br>平成27年４月　アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社シニア・アドバイザー現在に至る<br>（現在当社社外取締役）<br><br>重要な兼職の状況<br>日本工業大学大学院技術経営研究科教授<br>アーサー・ディ・リトル・ジャパン株式会社シニア・アドバイザー | 3,200株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>清水弘氏は、当社の主要顧客である製造業を主たる対象とした戦略系コンサルティング業務の豊富な経験と事業戦略に関する高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |
| 8 | 【新任】<br>樋口（ひぐち）英雄（ひでお）<br>（昭和25年３月５日生）<br>社外取締役候補者 | 昭和47年４月　立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社<br>平成16年６月　同社執行役員、業務改革本部長<br>平成16年６月　オムロンネットワークアプリケーションズ株式会社取締役<br>平成19年３月　オムロン株式会社事業プロセス革新本部長<br>平成19年６月　同社執行役員常務<br>平成20年12月　同社グループ戦略室長、事業プロセス革新本部長<br>平成23年11月　ソロエル株式会社社外取締役<br>平成24年３月　同社取締役<br>平成24年６月　当社社外監査役現在に至る<br>（現在当社社外監査役）<br><br>重要な兼職の状況<br>ソロエル株式会社取締役 | 1,300株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>樋口英雄氏は、オムロングループにおける、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

（注）1.　当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。
2.　清水弘氏および樋口英雄氏は、社外取締役候補者であります。当社は、東京証券取引所に対し、両氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両

氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

3. 清水弘氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会の終結の時をもって５年となります。樋口英雄氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、その就任期間は、本株主総会の終結の時をもって４年となります。
4. 当社は、会社法第427条第１項に基づき、清水弘氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が選任された場合、当該契約を継続する予定であります。
   樋口英雄氏が選任された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 【新任】<br>ふさ　やま　まこと<br>総　山　誠<br>（昭和25年８月23日生）<br>社外取締役候補者 | 昭和48年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成14年６月　同社経営計画本部副本部長<br>平成16年５月　同社常務執行役員<br>平成16年６月　当社社外監査役<br>平成16年６月　東洋エンジニアリング株式会社取締役<br>平成20年６月　同社専務執行役員<br>平成24年４月　同社代表取締役、取締役副社長<br>平成24年７月　同社経営計画本部、契約法務本部、総務人事本部、経理財務本部担当<br>平成26年４月　同社経営計画本部、契約法務本部管掌<br>平成26年６月　同社取締役会長<br>平成27年６月　同社代表取締役<br>現在に至る<br>（現在当社社外監査役）<br><br>重要な兼職の状況<br>東洋エンジニアリング株式会社代表取締役、取締役会長 | 0株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>総山誠氏は、グローバルに事業を展開する東洋エンジニアリンググループにおける、経営管理に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社経営の監督・監査に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 【新任】<br>まる　やま　りゅう　じ<br>丸　山　龍　二<br>（昭和27年３月４日生）<br>社外取締役候補者 | 昭和49年４月　三菱重工業株式会社入社<br>平成15年４月　同社経理部主幹部員<br>平成16年12月　MHIアカウンティングサービス株式会社代表取締役<br>平成19年５月　同社代表取締役、常務取締役<br>平成23年４月　同社代表取締役、取締役社長<br>平成26年５月　同社調査役<br>平成28年５月　同社顧問<br>現在に至る | 0株 |
| | 【社外取締役候補者とした理由】<br>丸山龍二氏は、三菱重工業グループにおける、財務・会計に関する豊富な経験と高い見識に加え、IT分野においても知見を有しており、これらを当社経営の監督・監査に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |
| 3 | 【新任】<br>うち　だ　なお　やす<br>内　田　直　康<br>（昭和29年12月４日生） | 昭和54年４月　東洋エンジニアリング株式会社入社<br>平成11年４月　当社入社<br>平成13年４月　当社SAP事業本部副事業本部長、NB推進本部副本部長<br>平成15年３月　東洋ビジネスシステムサービス株式会社取締役<br>平成19年６月　当社ソリューション事業本部長付<br>平成20年６月　当社常勤監査役<br>現在に至る<br>（現在当社常勤監査役） | 17,000株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>内田直康氏は、当社事業に関する知見と主要子会社の経営に携わった経験を有し、常勤監査役としてコーポレート・ガバナンスの向上に寄与しております。これらを当社経営の監督・監査に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。 | | |

（注）1.　当社と各候補者との間には、特別の利害関係はありません。

2.　総山誠氏および丸山龍二氏は、社外取締役候補者であります。当社は、東京証券取引所に対し、総山誠氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
丸山龍二氏が選任された場合、当社は同様に、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

3.　総山誠氏および丸山龍二氏が選任された場合、当社は、会社法第427条第１項に基づき、各氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

**第５号議案**　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏　　名<br>（生年月日） | 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 【新任】<br>樋口（ひぐち）　英雄（ひでお）<br>（昭和25年３月５日生）<br>社外取締役候補者 | 昭和47年４月　立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社<br>平成16年６月　同社執行役員、業務改革本部長<br>平成16年６月　オムロンネットワークアプリケーションズ株式会社取締役<br>平成19年３月　オムロン株式会社事業プロセス革新本部長<br>平成19年６月　同社執行役員常務<br>平成20年12月　同社グループ戦略室長、事業プロセス革新本部長<br>平成23年11月　ソロエル株式会社社外取締役<br>平成24年３月　同社取締役<br>平成24年６月　当社社外監査役<br>現在に至る<br>（現在当社社外監査役）<br><br>重要な兼職の状況<br>ソロエル株式会社取締役 | 1,300株 |

【社外取締役候補者とした理由】

樋口英雄氏は、オムロングループにおける、経営管理やIT分野に関する豊富な経験と高い見識を有しており、これらを当社経営の監督・監査に活かせるものと判断し、選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。

（注）1.　当社と候補者との間には、特別の利害関係はありません。

2.　樋口英雄氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。当社は、東京証券取引所に対し、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする

予定であります。

3. 樋口英雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は、会社法第427条第１項に基づき、同氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。

**第６号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成20年６月20日開催の第29期定時株主総会において年額２億円以内（うち社外取締役２千万円以内）としてご承認いただき今日に至っております。

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、移行後における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬等の額を、昨今の経営環境等諸般の事情を勘案して、年額３億６千万円以内（うち社外取締役６千万円以内）と定めることといたしたいと存じます。

また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

対象となる取締役の員数は、第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決されますと８名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第２号議案の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第７号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経営環境等諸般の事情を勘案して、年額６千万円以内と定めることといたしたいと存じます。

第２号議案および第４号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案は、第２号議案の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

# 株主総会会場のご案内

東京都港区北青山３丁目６番８号
青山ダイヤモンドホール　地下１階「サファイアルーム」
電話 03－5467－2111

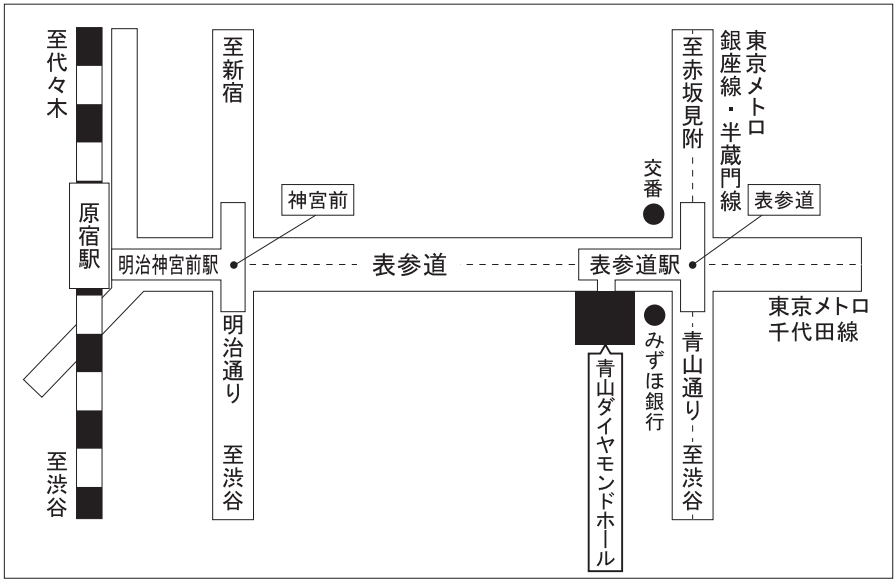


**＜交通のご案内＞**

※東京メトロ銀座線・半蔵門線・千代田線「表参道駅」Ｂ５出口直結

※JR山手線「原宿駅」表参道口下車徒歩15分

（ご来場には公共の交通機関をご利用下さい。）